三　変更内容

㈠　第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

(1)　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている地方法人特別税に係る申告書等（構成団体に直接提出されるものを除く。）の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務

㈡　第五条第一号中「地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務」を「前条第一号、第二号及び第五号に掲げる事務」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

㈢　構成団体の負担金の算出方法を変更する。

○総務省告示第三百七十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件（平成二十三年総務省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年八月五日

総務大臣　片山　善博

第二の二の1の⑷の④のウの㈠中「重要港湾における」を削り、同ウの㈡を次のように改める。

㈡　港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業

第二の二の1の⑷の④のウの㈡中「特定国際コンテナ埠頭」を「特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設」に改め、同ウ中㈦を㈧とし、㈥を㈦とし、㈤の次に次のように加える。

㈥　外貿埠頭公社等が行う外貿埠頭の整備事業

○国税庁告示第二十三号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成二十三年三月国税庁告示第八号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十三年九月三十日とする。

平成二十三年八月五日

国税庁長官　川北　力

都道府県名	地域
岩手県	盛岡市
	花巻市
	北上市
	久慈市
	遠野市
	一関市
	二戸市
	八幡平市
	奥州市
	岩手郡雫石町
	岩手郡葛巻町
	岩手郡岩手町
	岩手郡滝沢村
	紫波郡紫波町
	紫波郡矢巾町
	和賀郡西和賀町
	胆沢郡金ヶ崎町
	西磐井郡平泉町
	東磐井郡藤沢町
	下閉伊郡岩泉町
	下閉伊郡田野畑村
	下閉伊郡普代村
	九戸郡軽米町
	九戸郡野田村
	九戸郡九戸村
	九戸郡洋野町
	二戸郡一戸町
宮城県	仙台市
	塩釜市
	白石市
	名取市
	角田市
	岩沼市
	登米市
	栗原市
	大崎市
	刈田郡蔵王町
	刈田郡七ヶ宿町
	柴田郡大河原町
	柴田郡村田町
	柴田郡柴田町
	柴田郡川崎町
	伊具郡丸森町
	亘理郡亘理町
	亘理郡山元町
	宮城郡松島町
	宮城郡七ヶ浜町
	宮城郡利府町
	黒川郡大和町
	黒川郡大郷町
	黒川郡富谷町
	黒川郡大衡村
	加美郡色麻町
	加美郡加美町
	遠田郡涌谷町
	遠田郡美里町
福島県	福島市
	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	須賀川市
	喜多方市
	相馬市
	二本松市
	伊達市
	本宮市
	伊達郡桑折町
	伊達郡国見町
	安達郡大玉村
	岩瀬郡鏡石町
	岩瀬郡天栄村
	南会津郡下郷町
	南会津郡檜枝岐村
	南会津郡只見町
	南会津郡南会津町
	耶麻郡北塩原村
	耶麻郡西会津町
	耶麻郡磐梯町
	耶麻郡猪苗代町
	河沼郡会津坂下町
	河沼郡湯川村
	河沼郡柳津町
	大沼郡三島町
	大沼郡金山町
	大沼郡昭和村
	大沼郡会津美里町
	西白河郡西郷村
	西白河郡泉崎村
	西白河郡中島村
	西白河郡矢吹町
	東白川郡棚倉町
	東白川郡矢祭町
	東白川郡塙町
	東白川郡鮫川村
	石川郡石川町
	石川郡玉川村
	石川郡平田村
	石川郡浅川町
	石川郡古殿町
	田村郡三春町
	田村郡小野町
	相馬郡新地町

○厚生労働省告示第二百七十四号

障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫